

委託・役務業務総合評価落札方式入札事務処理要領

1 趣旨

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定によって広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が実施する総合評価落札方式による一般競争入札（事前審査型）（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）の事務については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 9 号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 対象

この要領の対象となる契約は、委託・役務業務（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 10 号）第 2 条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和 5 年 4 月 1 日制定）第 2 条に定める業務を除く。）に係るもので、その契約の性質又は目的から、価格その他の条件が企業団にとって最も有利な者と契約することが適当と認められるものとする。

3 評価委員会

- (1) 総合評価落札方式による入札を行おうとするときは、契約の相手方の選定に関する事項について審議するため、評価委員会を設置しなければならない。
- (2) 評価委員会は、5 名以上の委員で構成することとする。
- (3) 評価委員会を構成する委員には、発注部署以外の部署の職員を 1 名以上含めなければならない。
- (4) 評価委員会に委員長を置く。
- (5) 評価委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第 3 号に定める委員 1 名以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (6) 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (7) その他評価委員会の運営に関し必要な事項は、発注部署において定める。

4 学識経験者の意見聴取

- (1) 規程第 2 条第 1 項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2 名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- (2) 前号の規定による意見の聴取においては、併せて、落札者決定基準に基づいて落札

者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴かなければならない。

- (3) 前号の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、契約担当職員は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、当該学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約担当職員は、総合評価一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格要件(以下「入札参加資格要件」という。)又は総合評価指名競争入札に参加させるために指名する者(以下「指名業者」という。)を選定するときに必要な資格要件(以下「選定要件」という。)として、次の事項を定めるものとする。

ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 公告日又は指名通知日から開札日までの間のいずれの日においても、企業団又は広島県の指名除外を受けていないこと。

ウ 本件調達の公告日又は指名通知日から開札日までの間のいずれの日においても、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領(令和5年2月1日制定)第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

- (2) 前号に加え、入札参加資格要件又は選定要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。

ア 発注に対応する契約種目について、広島県物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されており、その有効期間を経過していないこと。

イ アに定める事項と同等と企業長が認める許可、認可等を受けていること。

- (3) 総合評価一般競争入札であって前号により難しい場合は、同号ア及びイに代え、「営業に必要な許可、認可等を受けていること。」を入札参加資格要件とする。

- (4) 前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、入札参加資格要件又は選定要件として、次の事項を定めることができる。

ア 業務を行うための一定の資格を有すること。

イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。

エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項

6 入札参加資格要件又は指名業者の決定等

- (1) 前項の入札参加資格要件又は指名業者は、評価委員会の審査を経て契約担当職員が決定する。

ただし、同一年度内に同種の業務を複数回発注する場合等において、当初の委員会

で入札参加資格要件についてあらかじめ定めたときは、そのとき以後これを省略することができる。

- (2) 指名業者は選定要件に該当する者の中から発注する契約ごとになるべく5人以上指名するものとし、できる限り多数の者を指名するよう努めるものとする。

7 落札者決定基準

- (1) 契約担当職員は、総合評価落札方式による入札を行うに当たり、価格その他の条件が企業団にとって最も有利な者を選定するための落札者決定基準を定めなければならない。
- (2) 落札者決定基準には、価格について評価するための価格評価点並びに価格以外の条件について評価するための技術評価点及び政策評価点について定めるものとする。
- (3) 価格評価点、技術評価点及び政策評価点の配点の割合は、業務の目的・内容等に応じて適切に定めるものとする。
- (4) 技術評価点及び政策評価点は、業務の目的・内容等により必要となる評価項目を設定することとし、各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。
- (5) 落札者決定基準の標準的な例は、別記様式第1号のとおりとする。
- (6) 落札者決定基準には、契約の履行に係る水準を確保するため、技術評価点に係る要求水準を設定し、これを満たさない者は落札者とししない旨定めるものとする。
- (7) 前号に定めるもののほか、落札者決定基準には、政策評価点に係る要求水準を設定し、これを満たさない者は落札者とししない旨定めることができる。
- (8) 落札者決定基準は、第4項に定める学識経験者の意見聴取及び評価委員会の審査を経て、契約担当職員が定めるものとする。

8 評価の方法

- (1) 価格及び価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、前項の落札者決定基準に従い、次のとおり価格評価点、技術評価点及び政策評価点を足し合わせた評価値をもって行うものとする。ただし、価格評価点については、会計課と協議の上、異なる評価方法とすることができる。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点} \times (1 - (\text{入札価格} / (\text{予定価格})))$$

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / (\text{技術評価の配点合計}))$$

$$\text{政策評価点} = \text{政策評価点の配分点} \times (\text{政策評価の得点合計} / (\text{政策評価の配点合計}))$$

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} + \text{政策評価点}$$

- (2) 前号の評価は、評価委員会において行うものとする。

- (3) 評価を行うに当たり必要と認める場合は、評価委員会において技術評価等資料に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行うことができる。
- (4) ヒアリングについては、客観的な事実確認など必要最小限の内容については、評価委員会以外においても行うことができるものとする。

9 公告

- (1) 規程第 16 条に定める公告（以下「公告」という。）は、ホームページへの掲載により行うものとする。
- (2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。
- (3) 公告は、案件ごとに異なる事項及び当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件に共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。
- (4) 公告する事項は、規程第 17 条第 1 号から第 6 号までのほか、次の事項とする。
 - ア 総合評価一般競争入札による旨
 - イ 落札者決定基準
 - ウ 提出を求める技術評価等資料の内容及び提出期限等
 - エ 落札者の決定方法
 - オ 契約保証金に関する事項
 - カ 入札に参加する方法
 - キ アからカまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (5) 公告の標準的な文例は、別に定める。
- (6) 公告日を決定する場合は、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

10 指名通知

- (1) 指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、通知するものとする。
- (2) 前号の通知は、書面により行うものとし、様式は別に定める。
- (3) 指名業者には、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - ア 総合評価指名競争入札による旨
 - イ 契約条項を示す場所及び日時
 - ウ 落札者決定基準
 - エ 提出を求める技術評価等資料の内容及び提出期限等
 - オ 落札者の決定方法
 - カ 入札の場所及び日時

- キ 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ク 無効入札に関する事項
 - ケ 入札が一であるときは無効とする旨
 - コ アからケまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (4) 指名通知の日から開札までに指名業者が選定要件に該当しないこととなったときは、当該指名通知を取り消すものとする。

11 仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 当該入札に係る仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、総合評価一般競争入札にあつては公告に定める期間に、公告に定める方法により、総合評価指名競争入札にあつては指名通知に定める期間に、指名通知に定める方法により、交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (2) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問・回答書（別記様式第2号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答はホームページへの掲載又は閲覧等により入札参加希望者又は指名業者全員（第16項に定める入札参加資格要件の確認結果の通知が行われた後においては、入札参加資格要件に適合するとされた者全員）に周知する。
- (3) 前号に定める質問書の受付及び質問に対する回答は、次項に定める説明会において行うことができる。
- (4) 仕様書等は、公告と併せ、ホームページへ掲載するものとする。ただし、次の場合は、仕様書等の全部又は一部を掲載しないことができる。
- ア 図書や大量の紙媒体であるなどの理由により、ホームページへ掲載するためのデータ化が困難と判断される場合
 - イ 秘匿性のある内容を含むため、ホームページへの掲載が不相当であると判断される場合
 - ウ その他、正当な理由により、契約担当職員がホームページへの掲載が不相当と判断した場合

12 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、仕様書等の内容について、説明会を実施することができる。

13 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加資格確認申請書（別記様式第3号）を契約担当職員に、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は

同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。)又は電子メールにより提出しなければならない。

- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (3) 入札参加希望者は、公告に定める入札参加資格要件に応じ、必要な書類を入札参加資格確認申請書に添付しなければならない。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加資格確認申請書等は、これを入札参加希望者に無断で使用してはならない。
- (6) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外をすることがある。

14 誓約書の提出

- (1) 入札参加希望者又は指名業者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書(別記様式第4号)を契約担当職員に提出しなければならない。
- (2) 誓約書は、総合評価一般競争入札にあつては入札参加資格申請書とともに、総合評価指名競争入札にあつては入札書とともに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、別に定めることができる。

15 入札参加資格要件の確認

契約担当職員は、入札参加資格確認申請書等の内容を審査し、当該入札参加資格要件に適合しているか確認するものとする。

16 入札参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 契約担当職員は、当該入札参加資格要件の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、入札参加希望者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。
- (3) 入札前において、当該入札参加資格要件に適合する旨の確認を受けている者が該当しないこととなつたと認められる場合は、当該確認を取り消すものとする。

17 無資格者への理由説明

契約担当職員は、入札参加希望者のうち、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者の求めがあれば、その理由を説明するものとする。

18 入札時に必要な資料

- (1) 入札参加者は、指定された日までに指定された方法で、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術評価等資料を技術評価等資料提出書（別記様式第6号）により提出しなければならない。
- (2) 提出された技術評価等資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- (4) 技術評価等資料内訳欄の評価項目若しくは内容に未記入箇所がある場合又は添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (5) 技術評価等資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

19 入札結果等の公表

- (1) 契約担当職員は、物品調達等及び委託・役務業務の入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（令和5年2月1日制定）の規定により入札結果等をホームページへの掲載により公表する。
- (2) 公表する事項は、落札者決定基準（別記様式第1号）、入札契約状況一覧（別記様式第7号及び第8号）及び落札者決定基準に基づく入札参加者ごとの評価結果（別記様式第9号）とする。

20 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、第9項に規定する評価値が最も高い者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなかった場合は、再度の入札を行うことができる。
- (3) 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者も2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 総合評価落札方式では、落札者決定日が開札日の後日になることから、落札者決定を通知する期日を公告文に記載すること。

21 苦情申立等

入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明を別記様式第10号により、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して

10日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。）以内に契約担当職員に申し立てることができるものとする。

22 評価内容の担保等

- (1) 落札者の提出した技術評価等資料の内容は、発注者からの指示がない限り、原則全て履行しなければならない。
- (2) 業務の履行確認及び検査を行う際には、落札者の提出した技術評価等資料の内容の履行状況についても確認するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は令和5年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する一般競争入札については、令和8年3月31日までの間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要領等をこの要領とみなして適用する。ただし、入札参加資格要件の決定等を行う委員会及び審査会等については、企業団により設置するものとし、入札に参加する者に必要な資格として定める指名除外を受けていない者については、企業団又は構成団体の指名除外を受けていない者とする。
- 3 前項の規定において、要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名の通知をするものから適用する。

別記様式第1号

総合評価落札方式 落札者決定基準

業務名				
業務場所				
業務概要				
項目	評価項目 (例)	評価基準 (例)	配点	
技術評価	実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性	・実施計画の妥当性に応じて評価	0.0
	実施体制	【体制】 ○実施体制の妥当性 ○緊急時の対応についての評価	・体制の妥当性に応じて評価 ・対応手順の妥当性に応じて評価	0.0 0.0
		【専門性、能力】 ○過去5年間の同種業務の受注実績の評価 ○業務に関係する技術者・資格者の人数 ○事業を行う上での財政基盤	・実績件数に応じて評価 ・技術者・資格者を複数配置 ・技術者・資格者を配置 ・状況に応じて評価	0.0 0.0 0.0
		○業務に関連する認証等の評価	・IS09001 取得 ・IS014001 取得 ・エコアクション 21 取得 ・プライバシーマーク取得	0.0
		【拠点・設備】 ○本店・支店等の所在地による評価 ○実施を効率化する設備等に対する評価	・県内に本店有り ・県内に支店・営業所有り ・設置状況に応じて評価	0.0 0.0
		【教育・研修】 ○業務に関する技術向上研修の実施の有無	・研修の実施状況に応じて評価	0.0
		政策評価	社会的責任等	○障害者雇用への取組の評価
○仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録有り			0.0
法令遵守	○社会保険等の加入状況【必須】		・加入状況に応じて評価	0.0
	○業務従事予定者の賃金水準【必須】		・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価	0.0
合 計			0.0	
価格評価の配分点			0.0	
技術評価の配分点			0.0	
政策評価の配分点			0.0	
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		0.0	
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		0.0	
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		0.0	
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点		0.0	

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※ 政策評価の評価項目のうち、「社会保険等の加入状況」及び「業務従事予定者の賃金水準」の項目は、必ず設定すること。

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

業 務 名 :

質 問 事 項	
回 答	

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

令和 年 月 日付けで公告のあった次の総合評価一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名 :

2 添付書類

書類名を記入(誓約書は必須)

・ 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号・名称

代表者職氏名

(担当者名)

今般の_____(業務名)____の競争入札に関し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条若しくは第 8 条第 1 号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されることについて、異議はありません。

入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

様

(契 約 担 当 職 員)

令和 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格確認申請について、確認結果を次のとおり通知します。

業 務 名		
入札公告日		
入札年月日		
入札参加資格要件の適否	適 ・ 否	
	入札参加資格要件に適合しないと認めた理由	

注 入札参加資格要件に適合しないと通知された者は、当職に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。

技術評価等資料提出書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地
 商号又は名称
 代表者職氏名
 (担 当 者)
 (電 話 番 号)
 (F A X 番 号)
 (メールアドレス)

令和 年 月 日付けで公告又は指名通知のあった次の総合評価落札方式による入札に係る技術評価等資料を提出します。

1 業 務 名 :

注：「2 技術評価等資料内訳」の内容については、設定した評価項目に合わせて記載内容を変更して使用すること。

2 技術評価等資料内訳

評価項目	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 落札者決定基準の内容を転記する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 各評価項目に対応して提出する資料の内容を記載する。 </div>

入札契約状況一覧（委託・役務業務）

業 務 名		業務場所	
入札日時		入札場所	
入札及び契約の方法		履行期間	

商 号 又は名称	技術評価点			政策評価点			価格評価点		評価値	順位	摘要
	実施計画	実施体制	合計	社会的責任等	法令遵守	合 計	入札金額 (円)	評価点			
《配点》	()点	()点	()点	()点	()点	()点	—	()点	100.0点	—	

契 約 の 内 容				備 考
契約の相手方		契約金額		

※ 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

入札契約状況一覧（その2）（委託・役務業務）

業 務 名						業務場所				
入札日時						入 札 場 所				
入札及び契約の方法						履行期間				
入 札 結 果	商号又は名称	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	結 果	備 考	

※ 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

別記様式第9号

評価結果 ()

業務名				
業務場所				
業務概要				
項目	評価項目 (例)	評価基準 (例)	得点 / 配点	
技術評価	実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性	・実施計画の妥当性に応じて評価	/0.0
	実施体制	【体制】 ○実施体制の妥当性 ○緊急時の対応についての評価	・体制の妥当性に応じて評価 ・対応手順の妥当性に応じて評価	/0.0 /0.0
		【専門性・能力】 ○過去5年間の同種業務の受注実績の評価 ○業務に関係する技術者・資格者の人数 ○事業を行う上での財政基盤	・実績件数に応じて評価 ・技術者・資格者を複数配置 ・技術者・資格者を配置 ・状況に応じて評価	/0.0 /0.0 /0.0
		○業務に関連する認証等の評価	・IS09001取得 ・IS014001取得 ・エコアクション21取得 ・プライバシーマーク取得	/0.0
		【拠点・設備】 ○本店・支店等の所在地による評価	・県内に本店有り ・県内に支店・営業所有り	/0.0
		○実施を効率化する設備等に対する評価	・設置状況に応じて評価	/0.0
		【教育・研修】 ○業務に関する技術向上研修の実施の有無	・研修の実施状況に応じて評価	/0.0
政策評価	社会的責任等	○障害者雇用への取組の評価	・障害者雇用率2.0%以上 ・障害者雇用有り	/0.0
		○仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録有り	/0.0
	法令遵守	○社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況に応じて評価	/0.0
		○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価	/0.0
合 計			/0.0	
価格評価の配分点			0.0	
技術評価の配分点			0.0	
政策評価の配分点			0.0	
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		/0.0	
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		/0.0	
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		/0.0	
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点		/0.0	

※1 入札参加者ごとに作成し、() 内には、当該入札参加者の商号又は名称を記載すること。

※2 様式の内容は、落札者決定基準(様式第1号)に合わせる。

苦情申立書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

次の業務について、落札者として選定されなかったので、その理由の説明を求めます。

業 務 名	
説明を求める理由	
そ の 他	